



こうせいろうどうしょう
厚生労働省
からの
お知らせ

～＜年金生活者支援給付金＞的通知～
与「遗华日本人等の支援給付」不同的新的給付制度

ねんきんせいかつしゃし えんきゆう ふ きん あんない
～年金生活者支援給付金のご案内～
ちゅうごくざんりゅうほうじんとう かたがた こと あた
「中国残留邦人等の方々への支援給付」と異なる新しい給付

今年 10 月起即将实施＜年金生活者支援給付金＞新制度。

対象为低所得领取年金者，（所得金額是指除了支援給付金以外的金額）。

例：領取＜老齡年金生活者支援給付金＞者，必须符合以下①～③的全部条件。

- ① 65 岁以上領取老齡基礎年金者。
- ② 申請者的全家成員都是免繳市町村村民稅者。
- ③ 前一年的年金收入金額和所得金額（不包括支援給付金額）的總額沒有超過 879,300 円者。

支付金額是按照所繳的保險費期間不同而計算，原則上，每個月支付 5,000 円（原則上的基準金額），但 5,000 円的 70% 會被認定為收入。

因此，9 月起針對可以領取＜年金生活者支援給付金＞者，日本年金機構將郵寄「申請辦理年金生活者支援給付金通知」或「年金生活者支援給付金請求書」。（同時會附上老齡基礎年金的新的裁定手續通知。）收到後，請在請求書上填入必須項目，盡快提交日本年金機構。

對於申請手續有不明之處，請向日本年金機構的「ねんきんダイヤル（年金電話）」洽詢。（此電話只有日文對應服務，如不能溝通的話，請前往就近年金事務所諮詢為盼。）

ねんきんダイヤル 0570-05-1165



しよとく ひく しゆきゆうつしゃ かた がく
所得の低い年金受給者の方（所得額は支援給付の額を除いて計算します）を対象として、今年10月から、年金生活者支援給付金の制度が始まります。

たとえば、老齡年金生活者支援給付金の場合、支給要件①～③をすべて満たしている必要があります。

- ① 65 歳以上で老齡基礎年金を受けている方
- ② 請求される方の世帯全員の市町村村民稅が非課稅となっている方
- ③ 前年の年金収入額と所得額（支援給付の額を除いて計算します。）の合計が 879,300 円以下である方

支給額は、保険料を納めた期間等によって異なり、原則、月額 5,000 円（基準となる原則的な額）が支給されます。ただし、その 7 割が収入認定されます。

9 月頃から、年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方に、日本年金機構から、「年金生活者支援給付金請求手続きのご案内」や当該給付金の請求書が送られる予定です。（老齡基礎年金の新規裁定手續のご案内にも同封されます。）届きましたら、請求書に必要事項をご記入の上、お早めに日本年金機構に提出してください。

手続きについてお困りの事がありましたら、日本年金機構の「ねんきんダイヤル」までお電話でご質問ください。（日本語のみの対応となりますので、日本語での質問等に不安のある方は直接、お近くの年金事務所へ行って問い合わせしてください。）

ねんきんダイヤル 0570-05-1165